

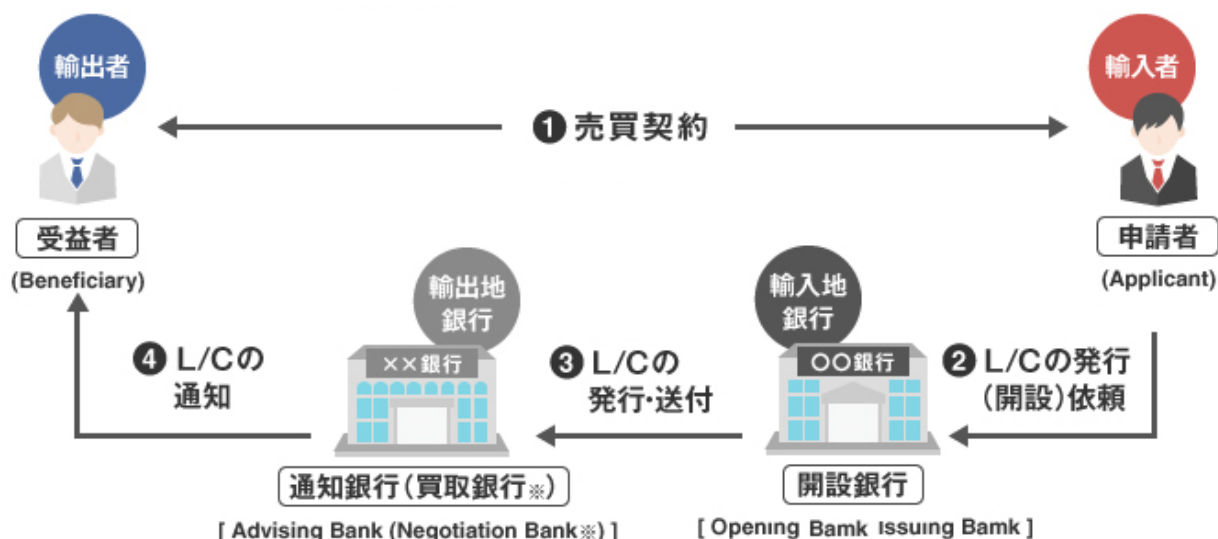
<https://lab.pasona.co.jp/trade/word/97/>

貿易取引は、輸送に時間を要するため「商品の引き渡し」と「代金決済」にタイムラグが生じます。輸出者(売り手)、輸入者(買い手)双方のリスクを回避し、取引を円滑に進めるために利用されているのが、銀行が発行する「信用状(L/C/ Letter of Credit)」です。

まずはL/C取引の基本的な流れについて理解しましょう。

下図がL/C発行の流れです。(下図はWebページを加工し左右を入れ替えています)

▼ L/C取引 ~輸入者のL/C発行依頼から、輸出者への通知まで~



※輸出手形の買取が特定の銀行に指定されている Restricted L/C の場合は、通知銀行と買取銀行は必ずしも一致しない。

L/C取引では、輸入者は「申請者」、輸出者は「受益者」と呼称されています。信用状(L/C)発行依頼書を作成するときに必要になる知識なので、日本語・英語ともに覚えておきましょう。

- (1) 輸入者と輸出者の間で売買契約を結ぶ
- (2) 契約においてL/C取引で合意した場合、輸入者は信用状開設依頼書を作成し、銀行に輸出者宛てのL/C発行(開設)を依頼
- (3) 開設銀行は依頼された内容のL/Cを発行し、輸出地の銀行(通知銀行*)送付する
- (4) 通知銀行から輸出者へL/Cの通知を行う

*通知銀行は開設銀行に一任しても問題ないのですが、貿易実務では輸出者が指定するケースもあります。信用状開設依頼書を作成するときは、過去の書類、または直接輸出者に確認しましょう。

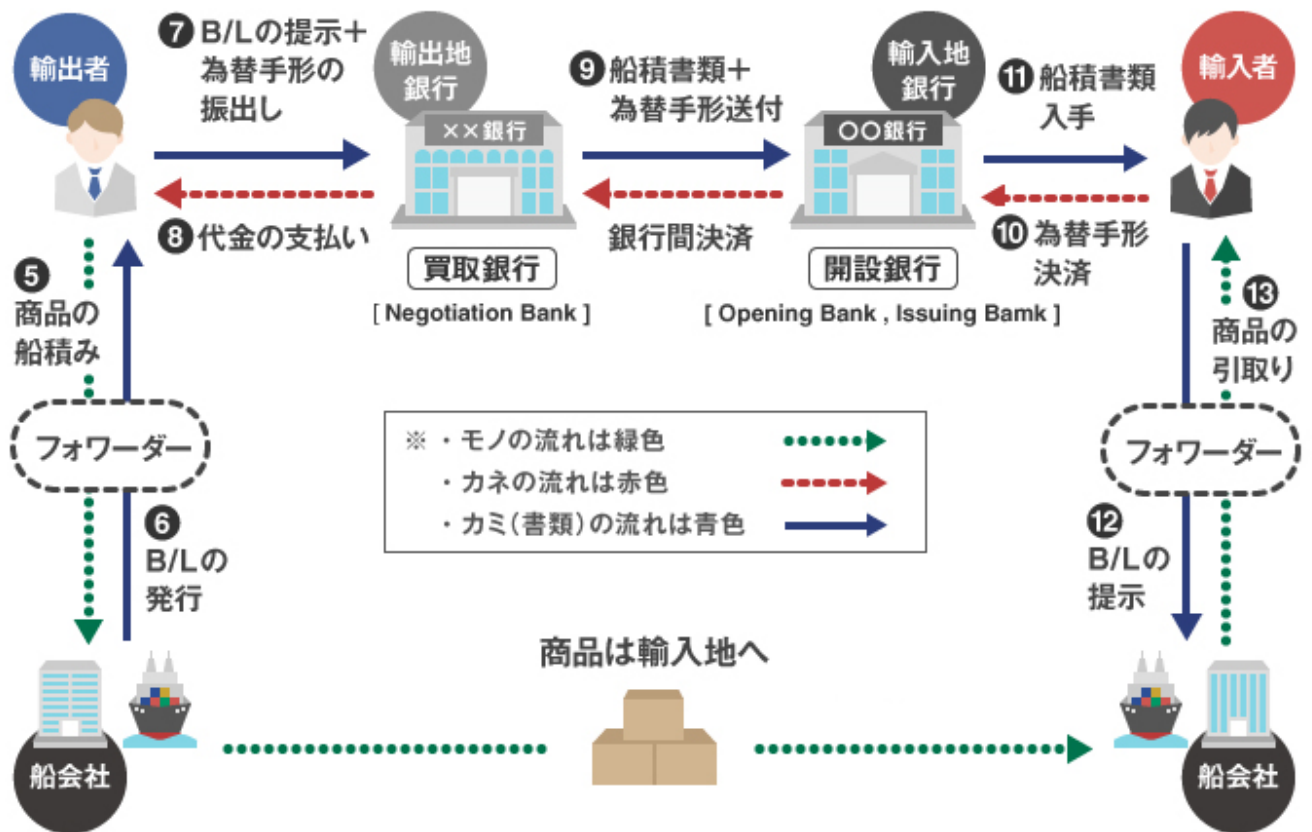
ここでお伝えしたいのは、「輸出者がL/Cを受け取るということは、銀行が輸入者の支払いを保証してくれる」ということ。L/Cには、「契約通りの商品の船積み条件として、代金を支払うこと」が記載されています。そのため、輸出者はその条件を満たせば、商品の発送後すぐに代金回収ができるのです。

次に、L/C を受け取った輸出者が商品を送出し、輸入者が引き取るまでの流れについて解説します。

L/C の開設手続きは輸入者からスタートしましたが、商品の発送については輸出者からはじまります。「L/C(信用状)」取引時のモノ(商品)、カネ(お金)、カミ(書類)の流れに着目してください。

下図で見てください。(下図は Web ページを加工し⑩と⑪を上下に入れ替えています)

▼ L/C取引 ~輸出者の商品発送から、輸入者の商品受取りまで~



(5) 輸出者は L/C の内容に従った商品を船会社へ引き渡す

(6) 船会社が B/L(船荷証券)を輸出者に発行する

(7) 輸出者は買取銀行に対して B/L を掲示し、為替手形の振出しを行う

(8) 輸出者は為替手形の振出しを行うことで買取銀行から商品代金を受け取る

※この為替手形は輸入業者引き受け輸出業者受け取りの自己受け手形でしょう。(引受署名は輸入業者の代理人がするのでしょいか)手形の裏書で債権者を輸出者から買取銀行に移します。(y kb)

(9) 買取銀行は船積書類から L/C に記載された契約条件を満たしていることを確認し、為替手形を開設銀行へ送付する。開設銀行は買取銀行へ決済を行う

(10) 輸入者は為替手形の支払いを開設銀行に行う

(11) 輸入者は開設銀行から B/L など船積書類を入手する

(12.13) 輸入者は船会社に B/L を提示して商品を受け取る

*貿易実務では、通常輸出入者と船会社の間にフォワーダーが入り、(5)(6)(12.13)の業務手続きを代行することが一般的です。